

岐阜県介護福祉士等届出者研修助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、介護福祉士等届出制度の届出者「(以下「届出者」という。)の研修の受講を支援することにより、届出者の増加を図るとともに、そのキャリアアップ・スキルアップを図ることを目的とする。

(事業の対象)

第2条 この事業の対象となる研修は、別表に定める研修のうち、県と協議のうえ決定するものとする。

- 2 この事業の対象となる事業所は、岐阜県内の社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を営む事業所及び同法施行令第23条の2に規定する社会福祉を目的とする事業であつて社会福祉事業以外のものを行う事業所とする。
- 3 この事業において研修に参加することができる職員は、前項の事業所に勤務する届出者であつて、介護業務に従事する者、または介護業務に従事する見込みのある者とする。

(事業の実施)

第3条 岐阜県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)は、第1条の目的を達成するため、前条の事業所及びその届出者が希望する研修について、研修費の一部負担による支援(予算の範囲内に限る。)を行うものとする。

(事業の申請)

第4条 この事業による助成を受けようとする事業所の代表者(以下「申請者」という。)は、岐阜県介護福祉士等届出者研修助成事業申請書(制度利用初回)(別添様式1)または、同申請書(2回目以降)(別紙様式1-2)を岐阜県社会福祉協議会会長(以下「県社協会長」という。)あてに提出するものとする。

(決定の通知)

第5条 県社協会長は、支援の決定をしたときは、速やかに申請者に対し岐阜県介護福祉士等届出者研修助成決定通知書(別紙様式2)により通知するものとする。

(研修費の納付)

第6条 県社協会長は、前条の決定をした申請者への支援として、別表の範囲内で負担するものとし、研修機関に納付する。

- 2 前条の決定通知を受けた申請者は、当該通知に従つて、研修費を研修機関に納付しなければならない。
- 3 研修費を受講者である職員が負担する場合にあつては、第1項の県社協の負担を除いた額とする。

(支援の中止)

第7条 申請者は、事業の対象となつた受講者が当該研修を受講しない場合は、ただちにその旨を県社協会長及び研修機関に連絡しなければならない。

- 2 前項の場合、県社協は支援を行わないこととする。

(受講結果の報告)

第8条 研修機関の長は、この支援事業の対象となつた受講者の受講状況について、研修終了後速やかに県社協会長あて報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表

対象となる研修	対象となる費用	割合および負担額
<ul style="list-style-type: none">・岐阜県が主催（委託を含む。）する研修・県社協が主催する課題別研修	<ul style="list-style-type: none">・研修受講料（参加費）・テキスト代	<ul style="list-style-type: none">・当該研修助成制度における初回申請は、受講料に2／3を乗じた額。但し、6千円を上限とする。 （百円未満切り上げ）・2回目以降の申請は、受講料に1／2を乗じた額。但し、6千円を上限とする。 （百円未満切り捨て）